

消防員の通信手段に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

消防員の通信手段に関する事項

改正理由

2008 年に発生したスウェーデン籍タンカー“Ek-River”の機関室火災事故において消火班内の情報伝達が不十分であったため被害が拡大した事例を受け、IMO において消火活動における通信手段について議論が行われてきた。

その結果、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、消防員の通信手段として持ち運び式双方向無線電話装置の船上への備え付けを義務付ける SOLAS 条約の改正が行われ、IMO 決議 MSC.338(91)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.338(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 消火班につき少なくとも 2 つの持ち運び式双方向無線電話装置を備え付ける旨規定した。
- (2) 2014 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に対して、前(1)の装置が備わっていることを 2018 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに確認を受ける旨規定した。